

平成30年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試A日程 試験問題

民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、表紙を含め4枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 以下の〔事実〕（１）から（３）を前提として、下記の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。なお、〔問 1〕と〔問 2〕とは、それぞれ独立した問いである。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

〔事実〕

- （１）2017 年 3 月 1 日の時点で、A は、岡山市内に土地（甲）を所有しており、不動産登記簿上も、甲について、A を所有者とする登記が行われていた。
- （２）同日、B は、「A 代理人 B」と名乗って、C との間で、甲について、1000 万円で売買する契約（本件売買契約①）を締結した。本件売買契約①締結当時、B は、甲について売買契約を締結する権限を有していなかったものの、以前 A から甲について賃貸借契約を締結する権限を与えられた際に交付されていた委任状の委任事項欄を「甲についての売買契約」と書き換えるなどした上で C に呈示して、本件売買契約①を締結したのであった。なお、B は、本件売買契約①締結当時、甲について賃貸借契約を締結する権限も有していなかった。
- （３）同年 5 月 1 日、A は、D との間で、甲について、1200 万円で売買する契約（本件売買契約②）を締結した。同日、D は A に本件売買契約②の代金として、1200 万円を支払い、A から D に甲が引き渡された。

〔問 1〕 C は A に対して、甲について、本件売買契約①を原因とする A から C への所有権移転登記手続を請求したいと考えている。この請求の根拠を説明し、その当否を論じなさい。なお、甲は D が占有しており、甲について、A を所有者とする登記が行われているものとする。

〔問 2〕 A は C に対して、本件売買契約①の代金として、1000 万円の支払いを請求し、これを受けて、C が A に 1000 万円を支払った場合、C は D に対して、甲の明け渡しを請求することができるか。この請求の根拠を説明し、その当否を論じなさい。なお、甲は D が占有しており、甲について、A を所有者とする登記が行われているものとする。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、**【問題 1】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

〔問 1〕

以下の概念について、簡潔に説明しなさい。

(1) 裁判上の自白の効力

(2) 職権調査事項

〔問 2〕

Xが、Yを被告として、ある土地（以下、「甲地」という）がXの所有に属する旨の確認を求める訴え（以下、「前訴」という）を提起した。前訴の係属中に、Yが、Xを被告として、甲地がYの所有に属する旨の確認を求める訴え（以下、「本訴」という）を前訴とは別の管轄裁判所に提起した。本訴は、どのように処理されるべきか。論拠を示して説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題 3】 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答は、**【問題 1】**
【問題 2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 3」と記入すること。

〔問 1〕 下記の（１）および（２）に簡潔に解答しなさい。

（１）少数株主権とされる株主権を一つ、条文とともに挙げ、その株主権がなぜ単独株主権とされていないのか説明しなさい。

（２）会社法 360 条 1 項の「法令」に、独占禁止法は含まれるか。

〔問 2〕

平成 29 年 8 月 1 日、A 株式会社を存続会社、B 株式会社を消滅会社とする吸収合併の合併契約が、A 社・B 社双方の株主総会で承認された。合併契約上、B 社株式 1 株の価値は 1 万円と評価されていたが、実際にはいかに低く評価しても 5 万円を下らないと認められ、合併比率が B 社株主にとって著しく不公正なものであった。A 社は B 社の株式を 67% 保有しており、この持株数を背景に、合併比率を著しく不公正なものとするのができていた。B 社の株主総会において、A 社は合併に賛成の議決権行使をした。

平成 29 年 9 月 1 日、B 社株主であり、B 社株主総会において合併に反対の議決権を行使していた X は、B 社株主総会における合併承認決議の取消しを求めて訴えを提起した。X の請求は認められるか。合併の効力発生前であることを前提に解答しなさい。また合併の効力や合併の差止については検討を要しない。

《問題 3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

〔問 1〕 民法 110 条・112 条の重疊適用による表見代理についての理解を問うものである。

〔問 2〕 無権代理の追認の効果と、不動産の二重譲渡における対抗問題についての理解を問うものである。

問題 2

〔問 1〕

(1) 裁判上の自白の効力（不要証効・審判排除効・撤回制限効）についての理解を問う問題である。

(2) 職権調査事項と抗弁事項との関係についての理解を問う問題である。

〔問 2〕

二重起訴の禁止に係る規律（民訴 142 条）についての理解を問う問題である。

問題 3

〔問 1〕

問 1 は、会社法の諸規定（その趣旨や判例の判示内容も含む）の正確な理解を問う問題である。

〔問 2〕

問 2 は、株主総会決議取消しの訴えに関する問題である。会社法 831 条 1 項 3 号に基づく検討が期待される。